

在留資格のない子どもに出会ったら	外国人の子どもたちをサポートする人たちのためのヒント
はじめに	2006年6月版、多文化共生教育ネットワークかながわ

日本での外国人の在留は「在留資格制度」によって認められています。在留資格とは、日本がどのような外国人を受け入れるかについて、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して入管法に定めたものです。たとえば、観光の活動は、在留資格「短期滞在」に含まれ、この在留資格では「臨時の報酬」等に該当する報酬のみを受ける活動を行う場合を除き、働くことは認められていません。この在留資格制度は外国人の権利の観点から定められた制度ではありません。むしろ、在留中の外国人の活動に制限を加えるために機能しています。

在留資格を取り消されたり、在留期限の更新が不許可になって、在留資格を持たずに滞在を続けている子どもたちが存在します。その実数は不明ですが、18歳以下の推定で数千人、家族を含めればおそらく1万人ぐらいはいるだろうと思われます。「不法残留者」とか、「不法滞在者」とか、あたかも犯罪者であるかのように呼ばれますが、ここでは「非正規滞在者」と呼ぶことにします。

在留資格喪失の根拠は？

子どもたちを含む家族が非正規滞在となる場合には、①短期滞在から超過滞在、②在留資格の取り消し、期限の更新の不許可、③在留資格変更の不許可の3つがあります。

- ①の例）おもに観光などの短期滞在資格で入国し、そのままオーバーステイの状態で滞在し続けた場合。
- ②の例）入国時の書類などに疑念を持たれ（偽装・偽造を疑われ or 偽装・偽造がばれ）たことにより、在留資格を取り消された、あるいは更新が不許可となった場合。
- ③の例）国際結婚で入国した配偶者（在留資格「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」）が短期間で離婚した場合、在留資格の根拠を失うので別の在留資格に変更を申請するが不許可となる場合がある。その配偶者が入国のおり日本につれてきた日本人と血縁関係のない外国籍の実子（扶養されている未成年）がいた場合、この子どもも親の離婚とともに在留資格を失う。
- ★（ポイント1）→「違法」というまえに。なぜ彼・彼女は日本に来たのか、その事情を聞いてみましょう。祖国を離れた背景には「貧困」「迫害」「戦争」が存在しています。個別の事情もあるかもしれません。

在留資格のない子どもも学校に通えます

非正規滞在の子どもであっても、教育を受ける権利があり、日本の学校に通うことができます。文部科学省の方針に則ったもので、「就学事務ハンドブック」（1993年、第一法規出版）にも明記されています。日本も参加している子どもの権利条約には「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」（第28条）とあり、子どもの滞在が合法かどうかは関係ありません。そして実際に、非正規滞在の子どもたちが日本の学校に通っています。また、大学で在留資格のない志願者についての対応を文科省に問い合わせると「一般入試、特別入試（推薦など）を問わず、在留資格の有無に関係なく受験・入学できるが、入学にあたってはトラブルを避けるため大学と入学者の間で今後の在留などについてきちんと相談を進めるべき」という答えが返ってきます。

- ★（ポイント2）→在留資格がなくても、小・中・高・大学に通えます。

学校に「通報義務」はないのですか？

「公務員には通報義務があると聞きました。もし在留資格のないことが学校にばれたら、入管に通報されてしまうのですか？」答→通報義務についてはすでに政府の見解が出されています。

「行政機関は、それぞれ固有の行政目的の遂行にあたって告発（通報）を行なうことが、当該官公吏の属する行政機関にとってその行政目的の達成にきわめて重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益がある場合には、告発（通報）を行なう義務はない。」参考：（1989年11月10日衆院法務委員会）（「出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈について（通知）」法務省管総第1671号、平成15年11月17日、法務省入国管理局長）というのが政府見解です。教育公務員は、教育を保障するという「行政目的」を持っていて、通報によりその目的は遂行できないのは明確なので、通報義務は存在しないことになります。

しかし上記のことを知っている学校の先生はほとんどいないと思ってください。「不法滞在」と聞いただけでびっくりしてしまう先生の方が多いと思います。理解のある先生を捜し、状況を説明し、子どもにとっての最善の選択が何であるかを探していきましょう。

摘発されると入管施設・児童施設に収容されてしまうのですか？

未成年者の場合は次の三つの場合のいずれかの運用で、退去強制手続を進められます。

- 両親を入管の収容施設に強制収容し、未成年者のみ児童相談所に保護を依頼する場合
- 親とともに強制収容してしまう場合。
- いったん強制収容したあと、子どもと母親だけ仮放免し、父親のみ強制収容を継続する。

この3つの場合は当局側の裁量判断で決められていて基準はありません。

★（ポイント3）→入管は「全件収容主義」をとっている。子どもを収容しないための基準は「入管法」には存在しない。子どもを収容させないためには、憲法や「子どもの権利条約」を頼りに、広範な世論の形成が必要である。

★（ポイント4）→もし突然学校にやってこなくなった、調べてみたら入管に収容されていたらどうするか。

（答）すぐに面会に行きましょう。
そのときにやるべき事：当該家族や子どもの意思確認の上、「仮放免」の申請をしましょう。仮放免の申請は、誰でもできます。あなたでもできます。申請のやり方は入管に聞いてください。保証金（300万円を超えない）を求められる場合があります。帰国したとき、若しくは在留が認められたときは返してくれる。なお、金額は交渉の余地あり・・・。たとえ不許可になっても申請は何回もできます。子どもの場合は、たいてい仮放免を認めてくれます。「収容」即「退去強制」ではありません。最終的結論が出るまで、学校で学ぶ権利を確保しましょう。

★（ポイント5）→（学校の先生へ）子どもの最善の利益を考えて行動しよう。

学校に理解を求めても、「入管法に違反している」ことに対する誤解や偏見がすでに校内で定着し、本人の意志に反して退学届を書くことを強制したり、校内で体制がつかれない場合もあるでしょう。しかしある学校では、校内にまで摘発にきた入管職員にも動じず、子どもを引き渡さなかった校長先生もいます。子どもの最善の利益を考える先生はきっといるはずです。

なぜ日本で学びたいのですか？

子どもたちはすでに母国での教育を断ち切られ、「親の都合」で言語も習慣も違う国から日本にやってきました。その後その子を育てたのは日本社会です。そして再び今度は「国家の都合」で教育を断ち切られるかも知れないのです。日本の学校に通う学齢期の子どもたちの学びと発達の保障のために、最善の方策を考えると、日本での在留の確保が必要です。

「在留特別許可」という救済の道

1996年法務省入国管理局は、日本人の実子を養育する非正規滞在をしている外国人親について、その在留を認める運用をするようになりました。その後、1999年9月ごろより、一部の子ども達の在留特別許可がおおむね次のような条件で認められるようになってきています。日本で引き続き約10年間居住し、引き続き中学生以上（およそ13歳以上）の子どもを養育している家族で、日本の生活も安定しているなど一定の条件を満たすケースの外国人家族」…（これは経験則です）

★（ポイント6）→在留資格のない子どもは、自らそれを語ることはまれです。背景をよく理解し、子どもたちとの信頼関係を築くことが必要です。就職したら在留特別許可を受けるのは（国際結婚など別の在留につながる理由がなければ）簡単ではない。

「違法」な家族を支援してよいのでしょうか？

在留特別許可を得るには、学校と地域の支援が不可欠です。こうした子どもたち達を目の前にしたとき、『法律に違反していることを支援するわけにはいかない』という声を聞くことがあります。支援を躊躇する声には、次のように説得しましょう。

①**合法的な手続きにより在留を求めるのを支援する**

現在の違法性を懸念する声は、現在在留資格がないことだけに着目して、出入国管理及び難民認定法に反している、と思われています。しかし、家族は同じ法律にのっって在留特別許可を求めるわけですから、私たちの支援は合法的です。「私たちは遵法精神にのっって、事を進めています。」と自信を持って主張しましょう。

②入管法違反は手続き上の違反にすぎない

殺人のように、法律があろうがなかろうが、人間として許されない罪を犯した場合の「違法」と、法律があるために初めて「違法」となってしまうものがあります。「入管法違反」というのは、法律があって初めて生じる「違法状態」で、手続き上の違反にすぎず、非人道的な罪を犯しているわけではありません。

③かかる違法性は、子どもに何ら責任がない

④法の目的と、罰のバランスの問題

在留期限を越えて滞在し続けた行為や、入国手続きに違法性があるにしても、その罪に対する罰が「存在そのものの否定」「子どもたちの学びと発達の否定」ではバランスが悪すぎます。

⑤子どもの最善の利益

子どもに意に反して学齢期の途中を断ち切るような強制送還は子どもの学びと発達を著しく破壊する行為です。

- ★（ポイント7）→ 非正規滞在者の子どもでも「在留特別許可」という形で、在留資格を取得できる道があります。入管当局はその道を当該外国人に示すことはしません。学校の教員、弁護士、支援者の努力、そして本人の決意が不可欠です。
 - *在留特別許可を求める可能性がある場合は、ただちに支援体制を作る。
 - *弁護士や行政書士に依頼する場合は、入管行政に通じている方をえらぼう。
 - *努力してもだめな場合もある。しかし入管の考え方は少しずつ変わってきている。

子どもたちの在留を確保するためにどんな支援が可能ですか？

パスポートに記載された母親の出生年が虚偽と疑われ2004年1月に強制送還手続きに入った神奈川県在住のベトナム人家族（母、高1女子、小6女子）の場合、学校関係者の精力的な支援を受けて1年後の2005年2月に在留特別許可を受けました。在留の不安定さは、当該家族の心をも不安定にします。長女にとって高校第1学年の3学期から、2学年3学期まで続いた問題であったので、ずいぶん精神的に不安定な時期を過ごすことを強いられました。彼女の置かれた状況を理解するクラスメイトや教職員、地域の人々に支えられ、子どもたちは平常心を保つことができました。2004年7月に行われた支える会主催の「家族を励ます集い」について長女は次のように振り返っています。「お母さんにとって大きな励ましでした。」

そして、この事件で学校や地域の支援で用意した書類は以下の通りです。

①長女在籍高校成績通知票のコピー。
②長女在籍高校の学校長の嘆願書。
③長女在籍高校学級担任の嘆願書。
④長女出身中学校の担任の先生嘆願書。
⑤次女在籍小学校の学校長の嘆願書。
⑥次女在籍小学校学級担任の嘆願書。
⑦次女小学校成績通知票のコピー。
⑧次女在籍中学校の学校長の嘆願書。
⑨次女中学校学級担任の嘆願書。
⑩長女・次女の友人らの嘆願書103名分。
⑪一般に呼びかけた嘆願署名（5806名分）。

潜在化する無国籍児童・不就学児童

非正規滞在者の家族は入管・警察による摘発を恐れるあまり、引きこもってしまうことがあります。そのため、学校教育へのアクセスが閉ざされている場合も少なくありません。無国籍児童や、不就学児童の実数は知るすべはありません。退去強制という方法でこの問題を解決することはできません。退去強制は解決策ではなく、このような現実を作り出している原因の一つかも知れません。

（参考文献）「先生！日本で学ばせて！」外国人の子どもたちの『在留資格問題』連絡会編、現代人文社、定価1500円＋税

「子どもたちにアムネスティを～在留特別許可取得一斉行動の記録」A.P.F.S.編、現代人文社、定価1000円＋税

「入管実務マニュアル」入管実務研究会編、現代人文社、2700円＋税

「ストップ！子どもの強制収容・強制送還」（全国在日外国人教育研究協議会編、500円、直接注文075-212-1338）

「Q&A在留特別許可、第2版」みしゅっく相談室・渋谷次郎著、ぶなのもり、定価1500円＋税

http://cgi.sainet.or.jp/~ikumi/mishuk/yogo/index.html

http://homepage3.nifty.com/jiro02/docIndex.html

なお本資料に関する問い合わせは、grillo@jca.apc.org　090-4000-7438（高橋）